

仕 様 書

1 件名

大学へのエシカル消費の普及・啓発事業委託

2 趣旨

本事業は、SDGs 達成に資する取り組みであるエシカル消費について、サステナブル経営に取り組む事業者等と連携した普及・啓発活動の企画立案及び実施を大学に委託するものである。

3 委託内容

(1) エシカル消費普及・啓発についての企画立案

地域の活性化や雇用等も含む、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」について、学生がゼミ等を通じて学習するとともに、サステナブル経営に取り組む事業者等と連携し、消費者がエシカル消費を実践するための普及・啓発の方策を企画立案すること。

(2) エシカル消費普及・啓発についての企画実施

(1)で検討した内容について、以下のア～ウを実施すること。

ア 学生と事業者等とが連携した普及・啓発活動の実施

イ 令和7年度名古屋市消費生活フェアへの出展

ウ 普及・啓発の取り組み内容について、ウェブサイトやチラシ、情報誌等で成果を発表

※上記委託内容の実施が困難な場合については、本市監督員と協議のうえ、同等内容の代替事業を行うものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日

5 連絡、打ち合わせ

受託人は、常に本市監督員と密な連絡を取り、必要に応じ打合せを実施しながら本事業を進めなければならない。適宜、本市監督員と事業に関する協議を行うものとし、本市監督員の承諾を得た後、各作業を進めるものとする。その他不明な点については、本市監督員と協議のうえを進めるものとする。

6 成果物の提出

本事業において提出すべき成果物は、以下に示すとおりとする。

(1) 実施報告書 1部（電子媒体による提出）

7 成果物の帰属等

成果物は、全て本市に帰属するものとし、他へ公表、貸与あるいは使用する場合は、受託人と本市にて双方協議のうえこれを実施すること。

8 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項、また、疑義を生じた事項等については、本市監督員と協議のうえ、処理するものとする。